

船橋市CKDシール 運用手順

令和3年3月

船橋市医師会 CKD 対策委員会

<はじめに>

糖尿病性腎症重症化予防は国の重要課題になっています。いわゆる CKD 対策対象患者（eGFR < 50ml/min/1.73m²）に対し、腎機能に影響する薬の処方には特に注意が必要となります。患者の病気については、患者本人や各分野の医療関係者が連携して診る時代になってきている昨今、薬については薬剤師の職業的特性を利用する方が得策と思われます。

千葉県でも CKD シールを推進する動きがあり、既に松戸市では運用がはじまっています。船橋においても運用ルールを定め、CKD シールの活用を広げてまいりたいと考えています。

<目的>

医療従事者および患者自身が腎機能低下状態であることを把握し、薬の適正使用により有害事象を防ぎ、腎機能低下の進行を予防する。

<使い方・貼付基準>



eGFR < 50 用



eGFR < 30 用

黄色シール：eGFR 30 以上 50 未満 または

赤色シール：eGFR 30 未満

上記状態が3ヶ月以上続いていることを確認した上で、該当するシールを「お薬手帳」の表紙の右上に貼付し、貼付日を記載（西暦●●年/月/日）する。

<貼付する者>

医師または薬剤師

（医師の指示のもと看護師などスタッフによる貼付も可）

<入手方法>

希望者は「CKD シール申請書」を用いて医師会に申請する。

なお、船橋市 DM・CKD 診療連携医には、はじめから一定量配布する。足りない場合に追加申請する。

<使用手順>

【パターン1：医師が貼る場合】

- ①上記の貼付基準に該当するかどうかを医師が確認する。
- ②「CKD シール患者説明文」（別添1）を用いて、患者に CKD シールについて説明し同意を得る。
（口頭での同意で構わないが、その旨をカルテへ記載することが望ましい。）
- ③患者が持参した薬手帳に貼付し、日付を記載する。
- ④医師がシールを貼ったことを患者自身が薬剤師に伝えるように指導する。

【パターン2：医師が薬剤師に依頼する場合】

- ①②は同様
- ③CKD に関するデータに CKD(黄色または赤)と書きこみ、薬剤師に見せるように患者に指導する。
- ④薬剤師は医師の指示を確認し CKD シールを薬手帳に貼付し、日付を記載する。

【パターン3：薬剤師が貼る場合（検査値を把握していることが前提）】

- ①上記の貼付基準に該当するかどうかを薬剤師が検査値を元に確認する。
- ②③は同様
- ④薬剤師がシールをはったことを患者自身が医師に伝えるように指導する。

<Q&A>

Q. 薬剤投与量を目的とするのであれば、体重を評価にいれない eGFR でよいのでしょうか。

A. 慢性腎臓病、糖尿病性腎症では、重症度分類や病期分類を用いますが、腎機能は Cr eGFR で評価します。簡便であることもあり、各種ガイドラインでも腎機能の評価基準として広く推奨されています。体重の評価は確かに重要で、特に化学療法を行う時などは別途評価が必要です。日常の外來診療では体重を加味した腎機能の評価は 24 時間蓄尿検査をしていない施設も多くあるなか、煩雑であり現実的ではありません。

Q. シールが貼られていることによって、逆に処方内容があとで問題視されることにならないのでしょうか。

A. シールが貼られていなくても、腎機能低下者に対する処方には注意が必要です。処方内容に問題が起こらないように最善をつくすためにシールを貼るのです。

Q. eGFR は変動するものですが、シールを貼ってしまって大丈夫でしょうか。

A. eGFR が 50 前後や 30 前後で問題になることですが、この場合すぐには貼らずに数回確認してから貼るようにしてください。そのためにも、eGFR 低下例では定期的に測定する必要があります。黄色シールから赤シールに張り替える必要性がでてくる場合もあります。その際も患者さん自身の安全性を守るためであることを患者さんに十分に説明した上で貼り変えて下さい。

Q. 患者さんにレッテル貼りをすることにならないでしょうか。

A. 患者さんに自身の体の状態を伝えることは大事なことです。ただし、いたずらに不安を与えることのないように丁寧な説明が必要となります。患者さんへの説明文（別添 1）を参照して下さい。

Q. シール対象者はどのくらいいるのでしょうか？

A. CKD 診療ガイド（2018 年）では、わが国の 8 人に 1 人が CKD であり、特に高齢者では CKD 有病率が高いとされています。平成 30 年度の船橋市健診のデータをみると、40～74 歳で eGFR30～50 が 3.3%、30 未満が 0.3%、75 歳以上では eGFR30～50 が 14.6%、30 未満が 1.5%、でした。

(別添1) <CKDシール患者説明文>

CKDシールについて



eGFR<50 用



eGFR<30 用

CKDとは慢性腎臓病(Chronic Kidney Disease)を表す呼び方です。

腎臓の働きかが弱くなってくると、お薬によっては腎臓から排出されにくくなり、副作用が強くなる場合があります。

腎臓の働きが弱くなっていることがすぐわかるように、あなたのお薬手帳の表紙にCKDシールを貼ります。

他の病院や薬局には必ずお薬手帳を持参して、見せてください。

CKDシールがお薬手帳に貼ってあることを伝えれば、腎臓に注意して医師がお薬を処方したり、薬剤師が処方内容を確認したりすることができます。

検査値を印刷したものを提示することで、より詳しい内容を伝えることができます。

安心して治療を受けるためにCKDシールを活用しましょう。

船橋市CKD対策委員会

(別添2) <CKD シール申請書>

船橋市 CKD シール申請書

申請者氏名： _____

申請者職種： (医師 ・ 薬剤師)

施設名： _____

施設住所： _____

連絡先： TEL _____ FAX _____

シール必要枚数 eGFR<50 用 (黄) _____ 枚 (5枚単位でお願いします)

eGFR<30 用 (赤) _____ 枚 (5枚単位でお願いします)

船橋市医師会 FAX:423-7131

船橋市 CKD シールについて

令和 3 年 3 月

船橋市医師会 CKD 対策委員会

平素より、医師会事業へのご協力ありがとうございます。

先日、令和 3 年 2 月 18 日に「第 12 回船橋市 CKD 連携の会」を On line 形式で開催いたしました。今回のテーマは今後導入を考えている「船橋市 CKD シール」についてでした。ご参加頂いた先生方、ありがとうございました。なお、今回に参加できなかった先生は医師会 HP に Web 動画を掲載予定ですので、よろしければアクセスしてください。

今後、CKD 対策委員会としては「船橋市 CKD シール」の普及に努めて参りたいと考えています。まずは、船橋市 DM/CKD 診療連携医に登録されている先生方を対象に CKD シールを配布いたします。別紙、運用手順をご参照の上、実際に運用を開始していただきたいと考えております。ご協力よろしく願いいたします。なお、シールが不足した場合は、必要に応じて医師会に追加申請してください。また、ご質問やご意見等ございましたら、医師会事務局を通じてお問い合わせいただければと思いま

す。

まだ船橋市 DM/CKD 診療連携医にご登録されていない先生におかれましても、CKD シールの使用についてご賛同いただき希望される方には配布いたしますので、医師会に申請してください。

CKD シールの目的、使い方、申請方法などについては「運用手順」（医師会 HP にも掲載予定）をご参照ください。よろしくお願いたします。